

家計急変世帯への支援について

1. 概要

家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対して、高校生等奨学給付金の支給を行う。

2. 補助対象世帯について

- (1) 家計急変による経済的理由から、交付要綱別表に定める「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる者を対象とする。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている場合は、補助対象としない。生業扶助が措置されていないことの確認は申請者からの誓約書により行う。
- (3) 給付額及び家計の状況の確認

① 在校生の場合

- i) 家計が急変し、県の定める通常の高中生等奨学給付金に係る期日までに申請のあった者には、交付要綱別表に定める単価を給付する。
- ii) 家計が急変し、県の定める通常の高中生等奨学給付金に係る期日以降に申請のあった者には、交付要綱別表に定める単価について、原則、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付する。
- iii) i・iiいずれの場合も、申請時における最新の家計の状況を確認する。

例) 私立(全日制)・第1子の場合

○ i に該当する者

→134,600円を給付

○ ii に該当する者(9月に申請のあった場合)

→134,600円×6月(10月～翌年3月)／12月=67,300円を給付

② 新入生の場合

- i) 家計が急変し、県の定める4～6月相当分の高中生等奨学給付金に係る期日までに申請のあった者には、交付要綱別表に定める単価に四分の一を乗じた額を給付する。
- ii) 家計が急変し、県の定める通常の高中生等奨学給付金に係る期日までに申請のあった者には、交付要綱別表に定める単価を給付する。
- iii) 家計が急変し、県の定める通常の高中生等奨学給付金に係る期日以降に申請のあった者には、交付要綱別表に定める単価について、原則、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付する。
- iv) i・ii・iiiいずれの場合も、申請時における最新の家計の状況を確認する。
- v) 7～3月分相当額の給付については、当該年度の課税証明書等に基づき判定した給付額(年額)から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。

ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

例) 私立（全日制）・第1子の場合

○ i に該当する者

→134,600円×1/4（4～6月分相当額）=33,650円を給付

※7～3月分相当額は、7月時点の状況に基づき改めて判定。

○ ii に該当する者

→134,600円を給付

○ iii に該当する者（9月に申請のあった場合）

→134,600円×6月（10月～翌年3月）/12月=67,300円を給付

（4）給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

3. 事務処理等について

上記の他、事務処理等については通常の高校生等奨学給付金の取扱い（新入生に対する前倒し給付を行う場合は、前倒し給付の取扱い）と同様とする。

4. 家計の状況の確認方法

（1）確認書類

高校生等奨学給付金を受けようとする生徒が、①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、②家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類、③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類を提出する。

（確認書類の例）

①離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など

②課税証明書の写し、給与明細等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近の給与明細（原則3か月分）、賞与明細書又は賞与見込額に関する書類、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など（家計急変後）

③扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

（2）収入基準

上記の書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収を推計し、所得割合算額の見込が非課税の世帯に該当するか判断する。

<所得割合算額の見込が非課税の世帯の年収目安>

世帯構成	年収目安
3人世帯	2,214,286円未満
4人世帯	2,714,286円未満
5人世帯	3,214,286円未満

(3) 年収見込額の推計等

- ・災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはしない。
- ・収入見込額には退職金、失業手当は含めないものとする。
- ・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、次の計算方法によるものとする。

原則として、（3か月の平均給与月額×12月）＋賞与（見込）額